



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 若者チャレンジ奨励金

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 注文書における印紙税について

NEWS1.(若者チャレンジ奨励金)

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、**自社内での実習(OJT)と** 座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金が支給されます。

<金額>

訓練奨励金: 訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円

正社員雇用奨励金: 訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

<主な要件>

訓練内容: OJTとOff-JTを組み合わせた訓練で、全体の訓練時間にOJTの割合が1割以上9割以下であること

訓練時間: 1か月当りに換算した訓練時間が130時間以上であること

訓練期間の労働条件: 訓練期間中の主要な労働条件が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること

訓練期間: 3か月以上2年以内であること

カリキュラム: OJTとOff-JTの訓練科目名、実施内容、時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること

ジョブ・カード: ジョブ・カード様式4(評価シート)を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと

若者の採用をお考えの事業主の方は是非ご検討ください。詳細は厚労省のホームページにてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryoku/career_formation/challenge/

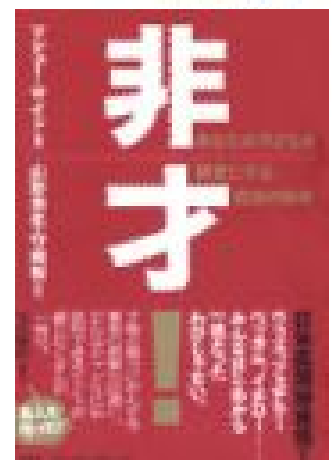
NEWS2.(書籍の紹介)

非才 マシューサイド著

元英国卓球チャンピオンで、現在は英国放送協会(BBC)スポーツコメンテーターをつとめる気鋭のジャーナリストの最新作。タイガー・ウッズ、ロジャー・フェデラー、デビッド・ベッカムら「天才」と呼ばれる選手たちは、なぜ世界の頂点に立てたのか。世界中の研究機関から集められた膨大な実験データをもとに、「天才」とは何か、そもそも「天才」など存在するのか。「天才」を様々な角度から検証する。

本書では、先天的な生まれながらの才能を否定し、経験や膨大で適切な練習量及び環境等の後天的な要素により傑出した成果が達成されると主張しています。“才能は幻想である”ということが様々なデータにより実証されています。

長期にわたり技能を改善しようと意図的に努力するこだわりの結果が、人から見れば才能と思われるのかもしれませんが。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当社では工事を発注する際に見積書を依頼し、受注者に対して見積書に基づく「注文書」を交付しています。この「注文書」でも印紙が必要だと聞きましたが、具体的に教えてください。

Answer

第2号文書(請負に関する契約書)に該当します。

見積書その他契約の相手方の作成した文書等に基づく申し込みであることが記載されているものについては、原則として契約書に該当します。

ただし、別途請書等の作成することが記載されているものは除かれます。



【解説】

印紙税法上の契約書とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約(その予約含む)の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実を証明する目的で作成される文書を言います。

契約とは、申込みと当該申込みに対する承諾によって成立するものであり、単なる申込み文書は契約書には該当しませんが、申込書、注文書、依頼書等と表示された文書であっても、相手方の申込みに対する承諾事実を証明する目的で作成されるものは、契約書に該当します。

次のように、契約者の相手方が別に請書等の契約を証明する文書を作成することが記載されているものは、除かれます。

注文書		平成×年×月×日
株式会社	御中	
平成 年 月 日 見積書NO.***** に基づき下記のとおり注文いたします。 なお、注文をお引き受けの場合には、別途請書の提出をお願い致します。		
記 (省略)		
株式会社		

根拠条文等

印紙税法基本通達 第21条第2項第1号
 第21条第2項第2号

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
 西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850